



KPMG Japan Tax Newsletter

16 December 2021



2022年度税制改正大綱

I. 法人課税	
1. 積極的な賃上げ等を促すための措置.....	2
2. 租税特別措置の適用制限.....	5
3. グループ通算制度	6
4. みなし配当の額の計算方法等	9
5. 法人事業税	10
6. その他の主な特例措置	13
II. 国際課税	
1. 子会社株式簿価減額特例.....	15
2. 過大支払利子税制	18
III. 消費課税（インボイス制度）	19
IV. 所得課税	
1. 完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当等に係る源泉徴収 ..	20
2. 住宅ローン控除特例.....	22
V. 納税環境整備	
1. 電子帳簿保存法.....	24
2. 財産債務調書制度等.....	25

2021年12月10日、政府与党（自民党・公明党）は「2022年度税制改正大綱」を決定しました。このKPMG Japan Tax Newsletterでは、税制改正大綱に示された主な改正項目の概要をお知らせいたします。

税制改正大綱は改正案の概要を示すものであり、改正の詳細は、改正法案の公表並びに法律及び政省令の公布を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

I. 法人課税

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置

青色申告法人が、**2023年3月31日**までに開始する各事業年度において、十分な賃上げを行うなどの要件（大企業と中小企業者で異なる要件が定められています。）を満たす場合には、賃上げ金額等の一定割合の税額控除が認められています。

(1) 人材確保等促進税制の見直し（大企業向けの制度）

2022年度税制改正では、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、現行制度が以下のように抜本的に強化されます。

【現行法】

適用期間	2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度	
適用要件	(i)	新規雇用者給与等支給額 \geq 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$
	(ii)	当期の教育訓練費の額 \geq 前期の教育訓練費の額 $\times 120\%$
税額控除 (法人税額の20%が上限)	要件(i)のみを満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 15\%$
	全ての要件を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 20\%$

【改正案】

適用期間	2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度	
適用要件 ^(*)	(i)	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
	(ii)	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$
	(iii)	当期の教育訓練費の額 \geq 前期の教育訓練費の額 $\times 120\%$
税額控除 (法人税額の20%が上限)	要件(i)のみを満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$
	要件(ii)を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 25\%$
	要件(i)及び(iii)を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 20\%$
	要件(ii)及び(iii)を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 30\%$

^(*) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人については、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を、インターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、本制度の適用が受けられることとされます。

また、現行制度では教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合、教育訓練費の明細を記載した書類を確定申告書等に添付する必要がありますが、改正により、書類を保存することで適用を受けることが可能とされる見込みです。

(2) 所得拡大促進税制の見直し（中小企業者向けの制度）

2022年度税制改正では、中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、現行制度が以下のように見直されます。

【現行法】

適用期間	2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度	
適用要件	(i)	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$
	(ii)	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$
	(iii)	以下のいずれかを満たすこと。
		(a)
(b)	その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。	
税額控除 (法人税額の20%が上限)	要件 (i) のみを満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$
	要件 (ii) 及び (iii) を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 25\%$

【改正案】

適用期間	2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度	
適用要件	(i)	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$
	(ii)	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$
	(iii)	当期の教育訓練費の額 \geq 前期の教育訓練費の額 $\times 110\%$
税額控除 (法人税額の20%が上限)	要件 (i) のみを満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$
	要件 (ii) を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 30\%$
	要件 (i) 及び (iii) を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 25\%$
	要件 (ii) 及び (iii) を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 40\%$

また、現行制度では教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合、教育訓練費の明細を記載した書類を確定申告書等に添付する必要がありますが、改正により、書類を保存することで適用を受けることが可能とされる見込みです。

《用語の意義》

- 大企業：中小企業者以外の法人
- 中小企業者：以下のいずれかに該当する法人
 - (i) 資本金の額が1億円以下の法人（ただし、以下の法人を除く。）
 - 発行済株式の総数の1/2以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人等）に所有されている法人
 - 発行済株式の総数の2/3以上が大規模法人に所有されている法人

(ii) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

(その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の所得金額の平均が年15億円を超える法人は除かれる。)

- 新規雇用者給与等支給額：国内新規雇用者（雇用保険法の一般被保険者に限る。）に対する給与等支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）を控除した金額）で、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの
- 国内新規雇用者：法人の国内雇用者のうちその法人の国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない雇用者（支配関係がある法人から異動した者及び国外事業所から異動した者等を除く。）
- 国内雇用者：法人の使用人（役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除く。）のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として、労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者
- 新規雇用者比較給与等支給額：前期の新規雇用者給与等支給額
- 控除対象新規雇用者給与等支給額：当期の国内新規雇用者に対する給与等支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額）のうち調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額
- 調整雇用者給与等支給増加額：雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）を控除した金額
- 雇用者給与等支給額：国内雇用者に対する給与等支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）を控除した金額）で、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの
- 比較雇用者給与等支給額：前期の雇用者給与等支給額
- 継続雇用者給与等支給額：継続雇用者に対する当期の給与等支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）を控除した金額）
- 継続雇用者：当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定の者
- 継続雇用者比較給与等支給額：前期の継続雇用者給与等支給額
- 控除対象雇用者給与等支給増加額：雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（調整雇用者給与等支給増加額が上限）

2. 租税特別措置の適用制限

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも設備投資も消極的な大企業に対して一部の租税特別措置の適用を停止する措置が設けられています。

2022年度税制改正では、この措置が以下のように見直されます。

【現行法】

(1) 制度の概要	大企業が、 2018年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度において、 (2)の要件のいずれにも該当しない場合、 (3)の5つの租税特別措置の税額控除を適用できない。	
(2) 要件	(i) 及び (ii) のいずれにも該当しないこと。	
	(i)	継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額 (いずれも零の場合はこの要件を満たすものとされる。)
	(ii)	国内設備投資額 > 当期償却費総額×30%
ただし、所得金額が前事業年度の所得金額以下の事業年度（設立事業年度等を除く。）は、この措置の対象外とされる。 （「所得金額」は欠損金の繰越控除前の金額とされるほか、必要な調整が行われる。）		
(3) 適用が制限される租税特別措置	以下の租税特別措置における税額控除 <ul style="list-style-type: none"> 試験研究費の税額控除制度 地域未来投資促進税制 5G投資促進税制 デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 	

【改正案】

以下の対象法人は、上記(2)(i)の要件が以下のように強化されます。

対象法人	以下のいずれにも該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合 前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合^(*) 	
上記(2)(i)の要件	2022年4月1日から 2023年3月31日までの間に開始する事業年度	継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額×100.5%
	2023年4月1日から 2024年3月31日までの間に開始する事業年度	継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額×101%

^(*) 一定の場合には、当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合が含まれます。

《用語の意義》

- 国内設備投資額：法人が当期において取得等をした国内事業の用に供する資産（棚卸資産、有価証券及び繰延資産を除く。）のうち、建物及び建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品、一定の無形固定資産、一定の生物（これらの資産のうち、時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）で当期末において有するものの取得価額の合計額
- 当期償却費総額：法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）の合計額

（その他の用語については、「1. 積極的な賃上げ等を促すための措置」の《用語の意義》をご参照ください。）

3. グループ通算制度

(1) 投資簿価修正の見直し

2020年度税制改正では、2022年4月1日以後開始事業年度より連結納税制度から移行するグループ通算制度において連結納税制度における投資簿価修正が改組され、通算子法人が通算グループから離脱する場合には、その通算子法人の株式を有する各通算法人において、その通算子法人の株式の離脱直前の帳簿価額をその通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正することとされました。

このグループ通算制度における投資簿価修正においては、たとえば、通算親法人が通算グループ外の法人をその簿価純資産価額を超える買収プレミアムが含まれた金額で買収してグループ通算制度に加入させた場合、その後その法人（通算子法人）の株式を譲渡して通算子法人が通算グループから離脱する際には、その買収プレミアム相当額は譲渡原価に含まれず、損金に算入することができないこととなります。

2022年度税制改正では、この取扱いを見直すため、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が以下のいずれの要件も満たす場合には、離脱時にその株式（「子法人株式」）の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置が講じられます。

【要件】

(i)	その子法人株式に係る資産調整勘定等対応金額について、離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付すること。
(ii)	(i) の計算の基礎となる事項を記載した書類を保存していること。

【留意点】

- 連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子法人についても、上記の措置が適用されます。
- 主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことによりグループ通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける通算子法人については、上記の措置は適用されません。

《用語の意義》

資産調整勘定等 対応金額	通算子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額	
	<ul style="list-style-type: none"> • 子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合 • 子法人株式の時価取得が通算グループ内の複数の法人により行われる場合 	以下の金額の合計額： 各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額に対応する金額 × 取得株式数割合
	<ul style="list-style-type: none"> • 通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合 	零

(2) 外国税額控除の見直し

2020年度税制改正では、グループ通算制度において通算法人の外国税額控除の適用につき非違があった場合には、納税者及び税務当局の事務負担の軽減を図るため、原則として以下のように取り扱うこととされました。

当初申告税額 控除額固定措置	外国税額控除の適用を受けた過去の事業年度の外国税額控除額は、当初申告における額に固定し、その過去の事業年度における修正申告・更正は不要とする。
進行事業年度 調整措置	当初申告における外国税額控除額と、再計算後のあるべき外国税額控除額との間に生じた過不足額（税額控除不足額相当額・税額控除超過額相当額）は、進行事業年度の法人税の額から控除し、又は加算することにより調整する ^(*) 。

^(*) これらの税額控除不足額相当額・税額控除超過額相当額も、これらの当初申告における額（当初申告税額控除不足額相当額・当初申告税額控除超過額相当額）に固定されます。

2022年度税制改正では、上記の措置について以下の見直しが行われるとともに、所要の措置が講じられます。

(i)	税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認められる場合	税務当局は、通算法人に対し、その調査結果の内容（進行事業年度調整措置を適用すべきと認められた金額及びその理由を含む。）を説明するものとされる。
(ii)	(i) の説明が行われた日の属する事業年度の期限内申告書に添付された書類に進行事業年度調整措置を適用した金額（税額控除不足額相当額・税額控除超過額相当額）として記載された金額等が、その説明の内容と異なる場合	(i) の説明が行われた日の属する事業年度に係る税額控除不足額相当額・税額控除超過額相当額に係る固定措置は不適用とされる。 (税務当局による更正処分が可能となる。)
(iii)	税額控除額等（税額控除額、税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額をいう。）に係る固定措置が不適用とされた事業年度について、その不適用とされたことに伴い修正申告書の提出又は更正が行われた場合	原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に税額控除額等として記載された金額をもって本固定措置が再度適用される。

なお、地方税においても、上記に関連する措置が講じられます。

(3) その他の見直し

- 通算グループからの離脱等に伴う資産の時価評価制度において、帳簿価額が 1,000 万円未満の資産は時価評価資産から除かれていますが、改正により、帳簿価額が 1,000 万円未満の営業権は時価評価資産に含まれることとされます。
- 益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額（グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額）から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除くこととされます。
- 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち、支配関係 5 年継続要件について、通算承認日の 5 年前の日後に設立された通算親法人である場合の取扱い等が見直されます。
- 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦の方法が見直されます。
- その他所要の措置が講じられます。

上記 (1) から (3) の適用時期について、大綱に記載はありませんが、グループ通算制度の施行に伴う見直しであることから、グループ通算制度の適用時期と同様、2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるものと思われます。

4. みなし配当の額の計算方法等

2022年度税制改正では、資本の払戻しが行われた場合のみなし配当の額の計算方法等について、以下の見直しが行われます。

【現行法】

内国法人が、出資先の法人の資本の払戻しにより金銭等の交付を受けた場合には、以下の金額がみなし配当の額とされます。

みなし配当の額	=	交付を受けた金銭の額等の合計額	-	払戻法人の資本金等の額のうち、その払戻法人の株式に対応する部分の金額（株式対応部分金額）
---------	---	-----------------	---	--

また、上記株式対応部分金額は、以下の算式により算出した（a）払戻し直前払戻等対応資本金額等に、内国法人が払戻し直前に有していた払戻しに係る株式の持株割合を乗じた金額とされています。

(a) 払戻し直前払戻等 対応資本金額等	=	(b) 払戻し直前資本金額等	×	$\frac{\text{(c) 資本の払戻しによる減少資本剰余金額}}{\text{(d) 資本の払戻しの日の属する事業年度の前事業年度末の簿価純資産価額}}$
-------------------------	---	----------------	---	---

【改正案】

- (i) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる（a）払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、（c）減少資本剰余金額が限度とされます（出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とされます。）。
- (ii) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる（a）払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされます。

《参考》

（1）本改正案の背景である混合配当事案に係る最高裁判所判決の概要

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当（混合配当）の法人税法上の取扱いを巡って争われ、2021年3月11日に最高裁判所判決が下された税務訴訟事案では、払戻法人の（d）簿価純資産価額が（b）直前資本金額等を下回る状況で混合配当が行われていました。この場合に上記現行法の算式により（a）払戻等対応資本金額等を算出すると、（a）払戻等対応資本金額等が（c）減少資本剰余金額すなわち資本配当（混合配当のうち、資本剰余金を原資とする部分）の額を上回り、利益配当（混合配当のうち、利益剰余金を原資とする部分）の額の一部がみなし配当の額ではなく有価証券の譲渡対価に算入される結果となります。最高裁判所は、この結果について、法人税法では予定していないものであるとして、以下のように判示しました。

「株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の（a）払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部

分は、混合配当につき、(c) 減少資本剰余金額を超える (a) 払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。」

(2) 上記最高裁判所判決を踏まえた国税庁における取扱い

上記最高裁判所判決を踏まえ、国税庁は2021年10月25日、「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」というお知らせにおいて、以下の取扱いを公表しています。

- 混合配当があった場合に算出される (a) 払戻等対応資本金額等につき、(c) 減少資本剰余金額を上限として取り扱う（上記改正案の (i) と同様）。
- この取扱いは過去に遡って適用されるため、この取扱いにより (a) 払戻等対応資本金額等を再計算して減額更正の請求をすることができる（法定申告期限等から5年以内）。

5. 法人事業税

(1) 外形標準課税における付加価値割の特例措置の見直し

現行では、外形標準課税対象法人（資本金の額が1億円超の普通法人）が、人材確保等促進税制における賃上げの要件を満たす場合には、付加価値割の課税標準である付加価値額から一定額を控除する特例措置が設けられています。

2022年度税制改正では、人材確保等促進税制の抜本的な見直し（「1. 積極的な賃上げ等を促すための措置」の（1）をご参照ください。）が行われることに伴い、この特例措置についても以下のように見直されます。

	現行法	改正案
適用期間	2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度	2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する各事業年度
適用要件	新規雇用者 給与等支給額 \geq 新規雇用者比較 給与等支給額 $\times 102\%$	継続雇用者 給与等支給額 \geq 継続雇用者比較 給与等支給額 $\times 103\%$
付加価値額から 控除する金額	控除対象新規雇用者給与等支給額 \times 雇用安定控除調整率	控除対象雇用者給与等支給増加額 (*)

(*) 雇用安定控除との調整等所要の措置が講じられます。

《用語の意義》

- 雇用安定控除調整率：(報酬給与額 - 雇用安定控除額) / 報酬給与額

(その他の用語については、「1. 積極的な賃上げ等を促すための措置」の《用語の意義》をご参照ください。)

なお、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人については、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を、インターネットを利用する方法により

公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、この特例措置の適用が受けられることとされます。

(2) 外形標準課税対象法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

法人事業税の所得割には、年800万円以下の所得に対して軽減税率が設けられています。この軽減税率は、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち資本金の額が1,000万円以上であるものについては適用対象外とされていますが、事務所等を2以下の都道府県にしか設けていない場合には、外形標準課税の対象となる大法人であっても適用が可能とされています。

2022年度税制改正では、外形標準課税対象法人に係る法人事業税の所得割について、軽減税率の適用対象外とする措置が講じられます。これにより、外形標準課税対象法人の所得割の税率（標準税率）は以下のように見直されます。

課税標準	現行法	改正案
年400万円以下の所得	0.4%	1.0%
年400万円超800万円以下の所得	0.7%	
年800万円超の所得	1.0%	

この改正は、2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) ガス供給業に係る法人事業税の課税方式及び特別法人事業税の税率の見直し

ガス供給業に係る法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とする収入金額課税が行われています。

2022年度税制改正では、ガス供給業のうち特定ガス供給業^{(*)1}及び一般ガス供給業^{(*)2}について、以下のとおり法人事業税の課税方式及び特別法人事業税の税率が見直されます。

^{(*)1} 特定ガス供給業とは、ガス供給業のうち一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限られます。）である法人が行うものをいいます。

^{(*)2} 一般ガス供給業とは、ガス供給業のうち一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業は除かれます。）をいいます。

【特定ガス供給業】（法人事業税の税率は標準税率を示しています。）

税目	税率	
	現行法	改正案
法人事業税	収入割 1.0%	収入割 0.48%
		付加価値割 0.77%
		資本割 0.32%
特別法人事業税	30%	62.5%

【一般ガス供給業】（法人事業税の税率は標準税率を示しています。）

■ 資本金の額が1億円超の普通法人

税目	税率	
	現行法	改正案
法人事業税	収入割 1.0%	付加価値割 1.2%
		資本割 0.5%
		所得割 1.0%
特別法人事業税	30%	260%

■ 資本金の額が1億円以下の普通法人等

税目	税率		
	現行法	改正案	
法人事業税	収入割 1.0%	所得割	年400万円以下の所得 3.5%
			年400万円超800万円以下の所得 5.3%
			年800万円超の所得 7.0%
特別法人事業税	30%	37%	

（3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち資本金の額が1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。）

これらの改正は、2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

6. その他の主な特例措置

上記でお知らせしている内容のほか、以下の特例措置について、制度の見直しや適用期限の延長が行われます。

(1) 法人税法における特例措置の見直し

特例措置	見直しの概要
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度 （対象資産：(i) 使用可能期間が1年未満である減価償却資産、(ii) 取得価額が10万円未満の減価償却資産）	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産から、(ii) のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外
一括償却資産の損金算入制度 （対象資産：取得価額が20万円未満の減価償却資産）	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外

(2) 租税特別措置法における特例措置の適用期限の延長及び制度の見直し

特例措置	適用期限の延長	見直しの概要
国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の 特別控除制度	2年延長 （2024年3月31日まで）	—
国際戦略総合特別区域において機械等 を取 得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除制度		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業から、一定の事業を除外（関係法令の改正を前提）
地方 拠 点 強 化 税 制 (i) 地方活力向上地域等におい て特定建物等を取 得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除制度		(i) <ul style="list-style-type: none"> 対象となる特定建物等の取得期間要件を緩和 一定の法人の取得価額要件を引上げ (ii) <ul style="list-style-type: none"> 適用要件を一部廃止 対象雇用者の範囲について、一定の者を追加/除外 (i) (ii) 共通 <ul style="list-style-type: none"> 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、一部見直し（関係法令の改正を前提）等
(ii) 地方活力向上地域等におい て雇用者の数が増加した場 合の法人税額の特別控除制 度		
海外投資等損失準備金制度		—
国家戦略特別区域における指定法人の 課税の特例		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業から、一定の事業を除外（関係法令の改正を前提）

<p>交際費等の損金不算入制度 (中小法人に係る損金算入の特例及び接待飲食費に係る損金算入の特例を含む。)</p>		<p>—</p>
<p>中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> 対象から、銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外
<p>オープンイノベーション投資促進税制 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)</p>	<p>2年延長 (2024年3月31日まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別新事業開拓事業者(出資の対象会社)の要件のうち、「設立10年未満」であることの要件を、研究開発型スタートアップ企業^{(*)1}については「設立15年未満」に拡充 対象となる特定株式(特別新事業開拓事業者の株式)に係る保有見込期間要件を、「5年超」から「3年超」に短縮 取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、「特定株式の取得の日から5年」から「特定株式の取得の日から3年」に短縮等
<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (対象資産：取得価額が30万円未満の減価償却資産)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外
<p>5G投資促進税制^{(*)2} (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度)</p>	<p>3年延長 (2025年3月31日まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除率を15%から以下に見直し等 ✓ 2022年4月1日～2023年3月31日事業供用分：15% (一定の設備^{(*)3}については9%) ✓ 2023年4月1日～2024年3月31日事業供用分：9% (一定の設備^{(*)3}については5%) ✓ 2024年4月1日～2025年3月31日事業供用分：3%

(*)1 研究開発型スタートアップ企業には、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社が該当します。

(*)2 5G投資促進税制とともに2020年度税制改正で創設された、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に規定する認定導入計画に基づき取得した一定の償却資産に係る固定資産税の特例措置(課税標準を価格の1/2とするもの)についても、一定の見直し(縮減)を行ったうえで、適用期限が2年(2024年3月31日まで)延長されます。

(*)3 一定の設備には、条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備が該当します。

II. 国際課税

1. 子会社株式簿価減額特例

子会社株式簿価減額特例とは、子会社から配当を受け取った後に、その子会社株式を譲渡することにより譲渡損失を創出させる租税回避に対処するため、2020年度税制改正において創設された制度です。具体的には、法人が一定の子会社から一定の配当等（「対象配当等」）の額を受ける場合には、子会社株式の帳簿価額からその対象配当等の額のうち益金不算入相当額を減算し、その減算した金額を利益積立金の額から減算することにより、譲渡損失の創出が防止されます。

2022年度税制改正では、本特例の適用除外要件及び租税回避防止規定について以下の見直しが行われるとともに、その他所要の措置が講じられます。

(1) 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）

本特例には適用除外要件が設けられており、(i) 内国株主割合要件（90%要件）、(ii) 特定支配日利益剰余金額要件、(iii) 10年超支配要件又は (iv) 金額要件のいずれかを満たす場合には、本特例は適用されません。

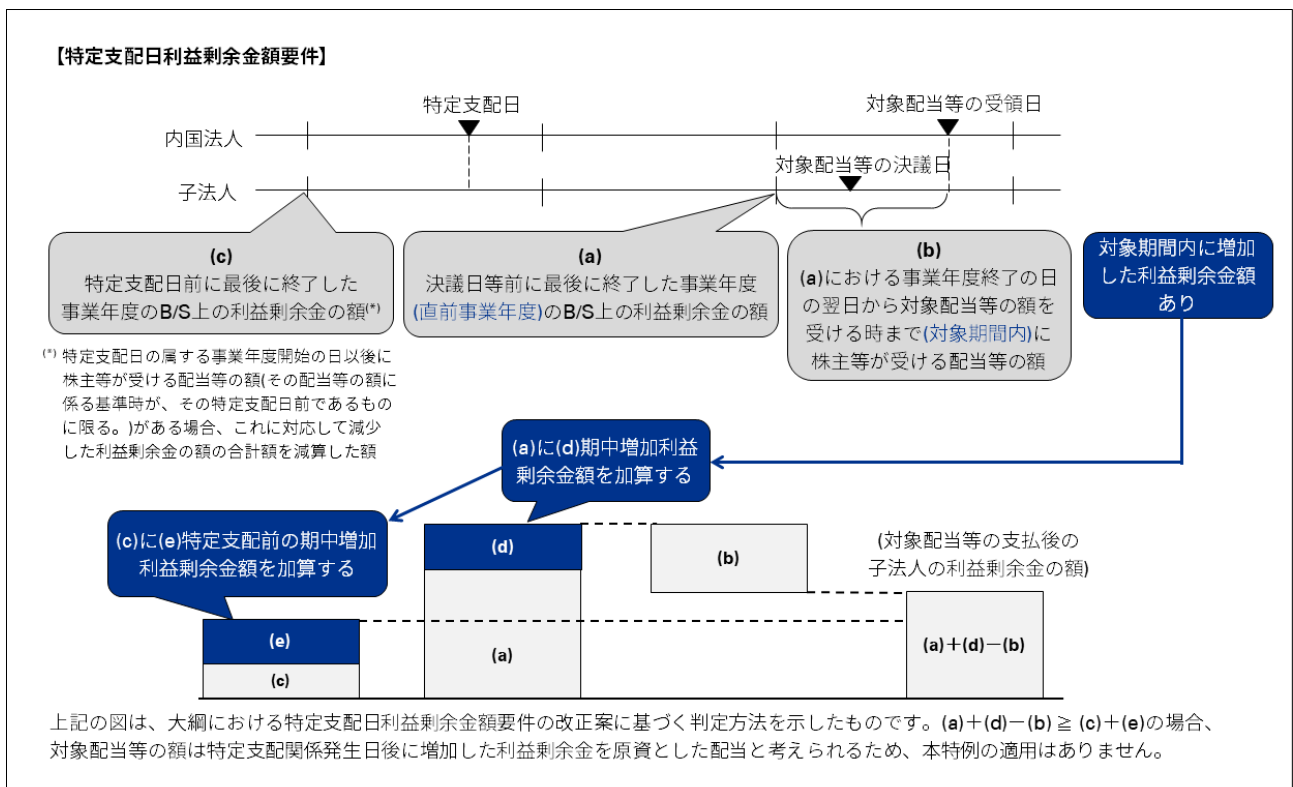
このうち、「(ii) 特定支配日利益剰余金額要件」は、配当を行った後の子会社の利益剰余金の額が特定支配日の利益剰余金の額を下回らない状態にある場合には、その配当は、親会社の子会社を取得した後に生じた利益を原資としたものであると考えることができるため、一定の書類の保存を要件として、本特例の適用対象から除外するために設けられた要件です。

しかし、現行法における「(ii) 特定支配日利益剰余金額要件」においては、対象配当等の額の支払が行われる事業年度中に増加した利益剰余金の額をその原資とした場合には本要件を満たせないケースが生じることから、2022年度税制改正では、この要件の取扱いを見直すための措置が講じられます。

要件	対象期間内に子法人の利益剰余金の額が増加した場合において、対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが直前事業年度終了の日の翌日以後であること。 （期中増加利益剰余金額及び特定支配前の期中増加利益剰余金額を証する書類を保存している場合に限る。）
利益剰余金の額の調整措置	直前事業年度の貸借対照表に計上されている子法人の利益剰余金の額に、期中増加利益剰余金額を加算することができる。 （この調整措置の適用を受ける場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている子法人の利益剰余金の額に特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算する。）

《用語の意義》

対象配当等の額	内国法人が特定支配関係のある他の法人（子法人）から受ける配当等の額（完全支配関係内みなし配当等の額を除く。）
特定支配関係	当事者間の一定の支配関係又は一の者との間に当事者間の支配関係がある法人相互の関係
特定支配日	内国法人が、その子法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日
対象期間	直前事業年度終了の日の翌日から対象配当等の額を受けるまでの期間
直前事業年度	子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度
期中増加利益 剰余金額	以下の額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> 対象期間内に増加した子法人の利益剰余金の額 対象期間内に子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に対応して減少したその子法人の利益剰余金の額
特定支配前の 期中増加利益 剰余金額	特定支配前対象期間内に子法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額（その基準時が特定支配前対象期間内にあるものに限る。）がある時における、以下の額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> その特定支配前対象期間内に増加したその子法人の利益剰余金の額 その特定支配前対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に対応して減少したその子法人の利益剰余金の額
特定支配前 対象期間	特定支配日の属する事業年度開始の日から特定支配日の前日までの期間



(2) 適用回避防止規定

本来であれば本特例の適用を受けるべき法人が、グループ法人間で操作をすることにより、その適用を回避することを防止するため、本特例には適用回避防止規定が設けられています。

2022年度税制改正では、以下のいずれかに該当する場合には、この適用回避防止規定のうち、適用除外基準を満たす子法人を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置を適用しないこととされます。

(i)	孫法人等の全てが継続関係法人である場合 (子法人又はその孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く。)
(ii)	次のいずれにも該当する場合
(a)	親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続してその親法人による特定支配関係がある場合
(b)	ひ孫法人等の全てが継続関係法人である場合 (孫法人又はそのひ孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く。)

《用語の意義》

孫法人等	対象配当等の額に係る基準時以前 10 年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係があった法人	
ひ孫法人等	孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時以前 10 年以内にその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人	
継続関係法人	(i) の場合	その設立の時から、対象配当等の額に係る基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前）まで継続して子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人
	(ii) (b) の場合	その設立の時から、孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなったひ孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前）まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人

(3) 適用時期

上記 (1) 及び (2) の改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。

2. 過大支払利子税制

過大支払利子税制は、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、対象純支払利子等の額のうち、調整所得金額の20%相当額を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととされている制度です。外国法人については、その恒久的施設に帰属する国内源泉所得に対して、この制度が適用されています。

2022年度税制改正では、外国法人に対する適用範囲の見直しが提案されています。具体的には、外国法人の法人税の課税対象とされる以下の国内源泉所得に係る所得の金額についても過大支払利子税制が適用されることとなります。

- 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

III. 消費課税

インボイス制度

インボイス制度（適格請求書等保存方式）における適格請求書発行事業者の登録に係る免税事業者への経過措置の取扱いが**2023年10月1日**（インボイス制度開始日）の属する課税期間に限定されていることから、免税事業者が登録の必要性を見極めながら、課税期間の途中であっても柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となることができるよう、以下の見直しが行われます。

- (i) 免税事業者が**2023年 10月1日**から**2029年9月30日**までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとされます。
- (ii) 上記 (i) の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が**2023年10月1日**の属する課税期間中である者は除かれます。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後**2年**を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されません。

なお、適格請求書発行事業者の登録については、上記以外にも所要の措置が講じられます。

《参考》

現行法における適格請求書発行事業者の登録に係る免税事業者への経過措置

インボイス制度においては、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が仕入税額控除の要件とされます。

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書（「登録申請書」）を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

一方、登録を受けることができるのは課税事業者に限られることから、免税事業者が登録を受けるためには、原則として消費税課税事業者選択届出書（「課税選択届出書」）を提出し、課税事業者となる必要があります。課税選択届出書の効力は、原則として課税選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じることから、課税選択届出書と登録申請書を同時に提出する場合には、課税期間の途中で適格請求書発行事業者になることはできないこととなります。

ただし、インボイス制度の開始にあたって設けられた経過措置では、免税事業者が**2023年10月1日**の属する課税期間中に登録を受ける場合には、課税選択届出書を提出しなくても、登録日（**2023年10月1日**より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である**2023年 10月1日**から生じることとなります。）から課税事業者及び適格請求書発行事業者となることができることとされています。

IV. 所得課税

1. 完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当等に係る源泉徴収

現行法では、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対しても源泉徴収が行われていることにより、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、その配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じており、こうした源泉徴収事務等に係る非効率性の問題が、会計検査院により指摘されていました。

これを受け、**2022年度税制改正**では、一定の内国法人^(*)が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされるほか、これに伴う所要の措置が講じられます。

- 完全子法人株式等（株式等保有割合 **100%**）に該当する株式等に係る配当等
- 配当等の支払に係る基準日において、その内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（その内国法人が名義人として保有するものに限る。）の発行済株式等の総数等に占める割合が **1/3 超**である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

^(*) 一定の内国法人とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人は除かれます。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。

この改正は、**2023年10月1日**以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

《参考》

受取配当等の益金不算入制度

受取配当等の益金不算入額は、配当等の基因となる株式の区分に応じ、以下のとおりとされています（**2020年度税制改正**において、**2022年4月1日**以後に開始する事業年度については、たとえば (ii) や (iv) の判定を完全支配関係がある他の法人の株式等保有割合も含めて行う等、制度が一部改正されています。）。

配当等の区分	益金不算入額
(i) 完全子法人株式等に係る配当等 (株式等保有割合 100% ^{(*)1})	配当等の額 × 100%
(ii) 関連法人株式等に係る配当等 (株式等保有割合 1/3 超 ^{(*)2} かつ 100%未満)	(配当等の額－負債利子) × 100%
(iii) (i) (ii) (iv) のいずれにも該当しない 株式等 (株式等保有割合 5%超かつ 1/3 以下)	配当等の額 × 50%
(iv) 非支配目的株式等に係る配当等 (株式等保有割合 5%以下 ^{(*)3})	配当等の額 × 20%

(*)1 配当等の額の計算期間（計算期間が1年を超える場合には、基準日までの1年間）を通じて100%保有している必要があります。

(*)2 配当等の額の計算期間（計算期間が6ヵ月を超える場合には、基準日までの6ヵ月間）を通じて1/3超保有している必要があります。

(*)3 配当等の基準日における株式等保有割合で判定します。

上表のとおり、完全子法人株式等及び関連法人株式等の企業支配的な関係に基づく株式等に係る配当等の額については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額が益金不算入の対象となり、原則として法人税が課されないこととなっています。

2. 住宅ローン控除特例

(1) 所得税

住宅ローン控除特例（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の適用期限が4年（2025年12月31日まで）延長されます。また、カーボンニュートラル実現の観点から住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置の見直しや、会計検査院から指摘されていた控除率の見直し^(*)を含め、適用要件等が以下のとおり見直されます。

^(*) 会計検査院により、住宅ローン控除特例の控除率（現行1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっており、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っている等の問題提起がされていました。

			現行法	改正案			
居住年			2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
借入 限度 額	新築・ 買取再販	認定住宅 ^{(*)2}	5,000万円 ^{(*)3}	5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	4,000万円 ^{(*)4}	3,000万円		2,000万円 ^{(*)7}	
	既存住宅	認定住宅		3,000万円			
		ZEH水準省エネ住宅					
		省エネ基準適合住宅					
		その他の住宅	4,000万円 ^{(*)4}	2,000万円			
控除率（住宅ローン年末残高に対する割合）			1%	0.7%			
控 除 期 間	新築・ 買取再販	認定住宅	10年 ^{(*)5}	13年			
		ZEH水準省エネ住宅					
		省エネ基準適合住宅					
		その他の住宅	10年 ^{(*)5}	13年	10年		
	既存住宅	10年 ^{(*)5}	10年				
所得要件			3,000万円以下	2,000万円以下			
床面積要件			50㎡以上 ^{(*)6}	50㎡以上 ^{(*)8}			

（出典：2021年12月7日自民党税制調査会資料「マル政等処理案概要（住宅ローン控除）」を一部加工）

^{(*)2} 認定住宅とは、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの）又は認定低炭素住宅（「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの）をいいます。

^{(*)3} 住宅の取得につき、消費税率8%又は10%が課されていない場合には、3,000万円となります。

- (^{*4}) 住宅の取得につき、消費税率8%又は10%が課されていない場合（個人間売買の場合等）には、2,000万円となります。
- (^{*5}) 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づき、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年とされています（この場合、11年目以降の3年間については控除額が変わる場合があります。）。
- (^{*6}) 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づき、一定の要件を満たす場合には、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン控除特例の対象とされています。ただし、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。
- (^{*7}) 2024年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもは除かれます。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のもののうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又はその家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、住宅ローン控除特例の適用ができないこととされます。
- (^{*8}) 床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で2023年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又はその家屋で建築後使用されたことのないものについても、住宅ローン控除特例の適用ができることとされます。ただし、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

上表中の所得要件の改正については、住宅の取得等をして2022年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用されます。

(2) 個人住民税

その年分の住宅ローン控除特例に係る控除額がその年分の所得税額を超える場合には、その超える金額を、控除限度額の範囲内において、翌年度分の個人住民税額から控除することができます。その控除限度額が以下のように引き下げられます。

	現行法	改正案
居住年	～2021年	2022年～2025年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高136,500円 ^(*))	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高97,500円)

- (^{*}) 住宅の取得につき、消費税率8%又は10%が課されていない場合には、最高97,500円となります。

V. 納税環境整備

1. 電子帳簿保存法

(1) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の要件の一つであるタイムスタンプ要件では、その付与期間内に国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこととされています。

2022年度税制改正では、タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴い、2022年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、上記のタイムスタンプが、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプに変更されます。

なお、経過措置により、2022年4月1日から2023年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従前どおり、上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことが可能とされます。

地方税においても上記と同様の措置が講じられます。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

2021年12月31日までの電子取引には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（たとえばメール等で授受した請求書等の電磁的記録）を書面に出力して保存すること（「出力書面等の保存」）を認める措置が講じられています。

しかし、2021年度税制改正により、2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録より出力書面等の保存措置は廃止され、検索機能の確保等の保存要件を満たす形でその電磁的記録を保存しなければならないこととされました。そのため、これまで電子取引の取引情報に係る電磁的記録について出力書面等の保存を行ってきた保存義務者からは、この改正に対応するためのシステム構築に必要な準備期間や、改正後の要件を満たせない場合における青色申告の承認の取消しへの懸念等の観点から、宥恕措置の整備を望む声が挙がっていました。

2022年度税制改正では、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、以下の (i) 及び (ii) を満たす場合には、その保存要件にかかわらず、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が講じられます。

(i)	納税地等の所轄税務署長が、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認めること。
(ii)	その保存義務者が質問検査権に基づくその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること。

この改正は、**2022年1月1日**以後に行う電子取引の取引情報について適用されま
す。

なお、上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している
場合におけるその電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、
その電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き
保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等に
よる保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮されます。

2. 財産債務調書制度等

(1) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適
正な課税を確保する観点から、以下の措置が講じられます。

	現行法	改正案
提出義務者	<ul style="list-style-type: none"> • 所得税の確定申告書を提出する必要がある者で以下のいずれの基準にも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> (i) その年分の所得金額が 2,000 万円超 (ii) その年の 12月31日 に有する財産の価額の合計額が 3 億円以上 又は 同日に有する有価証券等の価額の合計額が 1 億円以上 	現行の提出義務者に <u>加えて</u> 以下の基準に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> • <u>その年の 12月31日</u> に有する財産の価額の合計額が 10 億円以上である居住者（<u>所得基準なし</u>）
提出期限	その年の翌年 3月15日	その年の翌年 6月30日
記載省略の範囲	「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」で取得価額が 100 万円未満のもの	「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」で取得価額が 300 万円未満のもの

上記のほか、財産債務調書の記載事項について運用上の見直しが行われる予定
です。

これらの改正は、**2023年分**以後の財産債務調書について適用されます。

なお、現行制度では、提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、
その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知して
されたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものと
みなす措置が設けられていますが、この措置については、その提出が調査通知
前にされたものである場合に限り適用することとされます。この改正は、財産
債務調書が**2024年1月1日**以後に提出される場合について適用されます。

(2) 国外財産調書制度の見直し

国外財産調書制度について、提出義務者の事務負担の軽減を図る観点から、以下の措置が講じられます。

	現行法	改正案
提出期限	その年の翌年3月15日	その年の翌年 <u>6月30日</u>

上記のほか、国外財産調書の記載事項について運用上の見直しが行われる予定です。

これらの改正は、**2023**年分以後の国外財産調書について適用されます。

なお、現行制度では、提出期限後に国外財産調書の提出がされた場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置が設けられていますが、この措置については、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとされます。この改正は、国外財産調書が**2024**年1月1日以後に提出される場合について適用されます。

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.